

事 業 概 要

令和 6 年度

社会福祉法人 昭徳会

児童養護施設 名古屋養育院

地域小規模児童養護施設 ドミトリー南風

地域小規模児童養護施設 ドミトリー桜風

子ども家庭支援センター さくら

社会福祉法人 昭徳会 基本理念

『^{しあ}幸 ^{わせ}福』

社会福祉法人 昭徳会 基本方針

1. ひとりひとりに、思いやりの心を持って接します
2. ひとりひとりを尊重し、その人に合った支援、援助をします
3. ひとりひとりを大切に、まごころで接します
4. 私たちは、全ての人の幸福を目指し、たゆみなく援助技術の向上に努めます
5. 私たちは、お互いに助け合い、よりよい生活ができるよう努めます

《職員行動指針》

(対人援助)

第1条 いつも笑顔で接します

笑顔は、「すべての人」「すべての時」「すべての場面」において、相手を豊かで快適な気持ちにさせることができます。私たちは、笑顔こそ最良の行動と考え、いつも最高の笑顔を社会に提供し、未来を明るく照らす存在になることを目指します。

(思いやり 素直さ)

第2条 謙虚な姿勢で接します

人の話に耳を傾け、分からない事は聞き、自分に非がある時は「すみません」「ごめんなさい」が言えること。すべてに共通する気持ちは素直さです。素直な気持ちは、誠実な人格形成につながり、良好な人間関係づくりに大切です。

(共感)

第3条 同じ目線で向き合います

関わる全ての方に対し誠実な姿勢で「向き合い」、「共に喜び」「共に悲しみ」「共に考え」、またその全てを「認めること」や「受け入れること」が相手への尊重・共感に繋がります。

(仕事への姿勢)

第4条 いつも前向きに取り組めます

不平不満を口にすると、3つの“無い”(変わらない・創られない・生み出さない)が増えるだけです。嫌なことや辛いことも向き合ってみて、ありのままを受け止めることができたその先に、成長があるはず。未来の私たちに悔いを残さないよう、前を向いて歩きます。

(自己研鑽)

第5条 学ぶ姿勢を持ち続けます

「学ぶ」ということは、技術・知識だけでなく、言葉遣い、気配り等、人間性を高めることも対象になっています。ミスのない確実な仕事をするためにも、常に学んで自己を高めていくことが大切です。

(地域貢献)

第6条 地域との繋がりを大切にします

地域に目を向け、地域からの役割を理解し、地域のために尽くします。

(健康管理)

第7条 心と身体を大切にします

より良いサービスを提供するためには、心身の健康を保つことも大切な仕事です。

(問題解決)

第8条 小さな気付きを大切にします

目の前の小さな問題に気づかず放置すれば、後で大きな問題になります。普段の仕事の中であたりまえと思わず、どんな小さなことでも自ら気づくことが、問題解決の最善策です。

(連携 チームワーク)

第9条 チーム力を高めます

目的を共有し、相互に支え合い、円滑なコミュニケーションを図ることが大切です。

(感謝)

第10条 感謝の気持ちで接します

感謝には相手を労い、敬う言葉がたくさん含まれています。感謝を伝え合うことでたくさんの変化をもたらしてくれます。どのような状況であっても、まずは「ありがとう」という気持ちで向き合います。

施設沿革・その思想と実践

「我が如く等しくして異なること無からしめんと欲す」

<法人の始まり>

社会福祉法人昭徳会は、1934（昭和 9）年、故杉山辰子先生・故村上斎先生・御開山上人をはじめとする人々によって、社会事業を目的とする財団法人・大乘報恩会として設立された。同年、市外に5寮舎の藤森寮をつくり、50名の孤児を収容することになる。

昭和 12 年、駒方保育園を開設。子どもの早期治療の必要性から、昭和 13 年に乳児健康相談所と診療所を開設することになります。昭和 21 年には名古屋養育院を運営、昭和 24 年知的障害児施設・八事少年寮を開設、昭和 25 年アフターケア施設・光明寮を開設していきます。こういった福祉事業の展開は、個々の子どもの必要性に迫られて行われてきました。さらに、昭和 28 年、社会福祉事業の従事者を養成する目的で、中部社会事業短期大学（後の日本福祉大学）を設立し、現在に至っています。

<子ども観と養護の取り組み>

浮浪生活で、盗みを常習としていた子どもたちをどうすればよくなるか、ということに御開山上人は、ずいぶん悩まれたそうです。まず、一つ目に、子どもと一緒に荷車を引き農作物を作るなど、子どもと生活を共にすること。二つ目は、子どもたちを尊重することを重視し、決して子どもを軽蔑するような言葉を用いないこと。三つ目は、叱ることを、教えることへ変えていくこと。教えるというのは、叱る前に、子どもの個性・長所をみつけていつもほめることを心がけ、どうしても叱らなければならないときには、納得ゆくまで子どもと話し合いをされたそうです。

これらに貫かれているものは、一人ひとりの子どもを尊重すること、あるがままを受け入れ、命を育むという思想でした。この思想には、人間の人性は善であるという、性善説の考えがながれています。性善説の考えは、「ほめて育てる」という実践として表現されました。

<福祉の専門家の養成とその思想>

御開山上人は、「日本福祉大学は、その根本精神として、・・・社会事業の専門知識人をつくることはもちろんのこと、人類愛に生きる人生観を把握した健全な人格を育て、広い世界的視野をもちつつ、社会事業を通じてわが人類のために、自己を捧げることを惜しまぬ志の人を現実の社会に送り出しのであります」と、社会福祉法人・学校法人の福祉事業を貫く考えを明確に述べています。

我々の先達は、子ども一人ひとりのもっている善性を引き出し、一人前の人間へと育てていく、そしてそれが後には人間社会の歴史に寄与することになるという思想に支えられて、福祉事業を展開してきました。目の前の「子どもの最善の利益」を、とにもかくにも擁護していこう、そういった先達の精神が、現在の名古屋養育院を支えています。われわれ職員は、常にこの精神に励まされながら、社会福祉事業をより発展させていく必要があります。

全国児童養護施設協議会 倫理綱領

全国児童養護施設協議会では、児童養護施設で生活する子どもの安心・安全を守り、養育の向上をはかるため、2010年5月に「全国児童養護施設協議会倫理綱領」を策定しました。

今後、全国の児童養護施設の役員・施設長・職員が、毎日の子どもとのかかわりのなかで子どもの最善の利益を追求し、養育にたずさわるための指針として活用をはかります。

.....

全国児童養護施設協議会 倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国児童養護施設協議会

原 則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員(以下、『私たち』という。)は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使 命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り、育む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします
自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。
3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます
子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。
4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます
関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。
5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します
子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。
6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます
いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。
7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります
自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。
8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます
児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。
9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます
施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。
10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます
子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

事業計画

目 次

事業計画

1.	施設の概要	1
2.	組織表	2
3.	施設養護の概要	3
4.	令和6年度事業計画	4
5.	職員活動	5
6.	入所児童の概要	5
7.	子どもの生活	6-7
8.	ショートステイ事業	8
9.	地域交流事業	8
10.	地域小規模児童養護施設ドミトリー南風・桜風	9
11.	子ども家庭支援センターさくら、	10

事業報告

12.	令和5年度養護利用状況報告	11
13.	令和5年度職員活動報告	12-13
14.	令和5年度子どもの生活実施報告	14
15.	令和5年度防災・避難訓練実施報告	15
16.	令和5年度保健衛生実施報告	16
17.	令和5年度子ども家庭支援センターさくら事業・相談実績報告	17
18.	里親専門相談員 活動内容	18

1. 施設の概要

1 施設種別

児童養護施設

2 事業の目的

児童福祉法第41条の規定に基づき、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする。

3 入所定員

定員 53 名

4 施設名称及び所在地

<名 称> 名古屋養育院

<所在地> 〒457-0014

愛知県名古屋市南区呼続4丁目26番37号

TEL (052)811-6055 FAX (052)821-3820

URL <http://www.shoutokukai.or.jp/nagoya/>

E-mail meiyou@mtd.biglobe.ne.jp

meiyou006@gmail.com

5 設置主体及び経営主体

社会福祉法人 昭徳会

6 沿革

施設の前身は、明治24年の救済事業に始まり、昭和21年に現法人の前身財団法人昭徳会が事業を継承し、養護事業を再開する。平成11年3月に現在地に移転をし、定員45名から65名に増員する。また、平成18年9月より6名定員の地域小規模児童養護施設を開設し、平成24年10月に2ヶ所目の地域小規模児童養護施設を開設する。平成26年4月に地域小規模児童養護施設の定員12名を合わせて65名の定員にするため、本体施設の定員を53名に減員する。

7 規模及び構造

鉄筋コンクリート造2階建て一部3階

・敷地面積 ～5,208.63 m² (内、運動場 ～1,808.11 m²)

・建物床面積 ～2,658.58 m²

8 子ども家庭支援センター及び地域支援諸事業

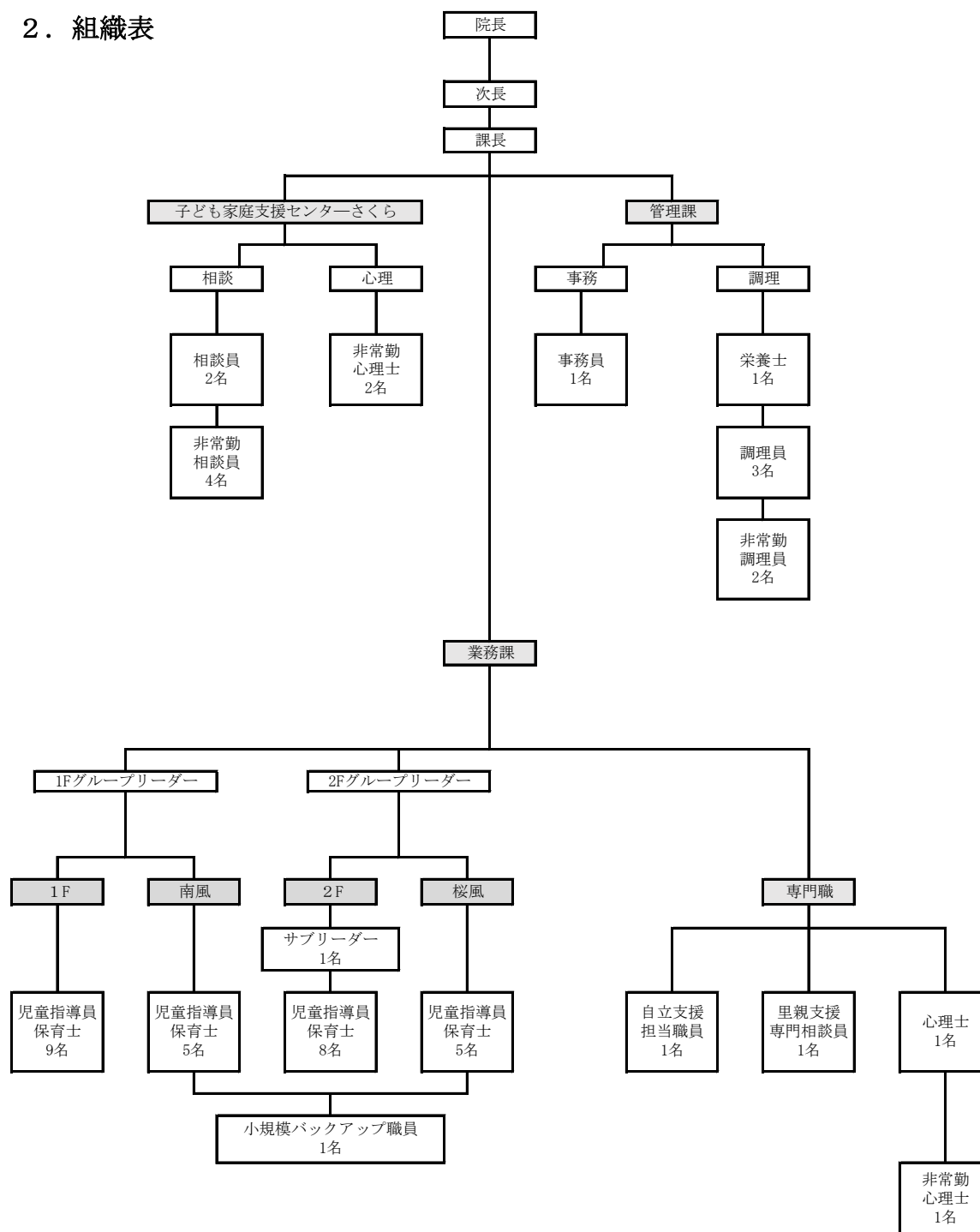
① 地域小規模児童養護施設 (2ヶ所)

② ショートステイ事業 (定員外2名)

③ 地域交流事業

④ 児童家庭支援センター

2. 組織表



※個別対応職員は2Fサブリーダーが兼務。家庭支援専門相談員は課長と1FGLが兼務。

※特別指導員、予備保育士、夜間対応職員をそれぞれ1名、夜間対応職員非常勤2名を配置。

職員構成

職名	施設長	児童指導員 保育士	FSW [業務課長]	個別対応 職員[GL]	特別指導員	夜間対応 職員	心理士	里親支援 専門相談員	事務員	自立支援 担当職員	栄養士	調理員	嘱託医	合計
定員	1	25	2	1	1	1(1)	1	1	1	1	1	3(1)	[1]	39(2)[1]
現員	1	25	2	1	1	1(2)	1(1)	1	1	1	1	3(2)	[1]	39(6)[1]

※地域小規模児童養護施設職員含む。

※子ども家庭支援センターさくらについては上記参照。

※()は非常勤職員

3. 施設養護の概要

1 児童養護の理念と基本方針

(1) 児童養護の理念

子ども一人ひとりのありのままを尊重し、一人ひとりのかけがえのない命をはぐくみ、育てることが、私たち職員の使命です。

私たちは、常に子どもの人権擁護を軸に、自らを見つめ、自ら問いかけていく必要があります。そして、職員同士がお互いにかげがえのない一人の人間として認め合い、共に成長できる人間関係を目指します。

こういった取り組みが、子どもとその保護者、職員、地域社会の人々が育ち合う原動力となり、何よりも人間が大切にされる社会づくりへと向かわせるものと思います。

(2) 施設の目標

- ・入所児童にとってのオアシスであること
- ・入所児童の保護者にとってのオアシスであること
- ・地域社会の子育てに悩む人々にとってのオアシスであること
- ・名古屋養育院が地域社会の人々にとって誇りであること

名古屋養育院は、児童養護という仕事を通じて、地域社会にとっての「太陽」になることを目標としています。

(3) 児童養護施設の使命

児童養護施設の第一の使命は、子ども一人ひとりに「安心感・安全感」を保証することです。そのために職員に求められる資質とは、第一に、子どもや保護者の心を理解し、共感しようという姿勢です。第二に、我々がこれまで培ってきた望ましい常識を子どもに伝えること。第三に、子どもの成長・発達に向き合うという情熱。第四に、性善説の立場に立とうとする努力です。

また、子どもを保護者と職員との真ん中において、保護者と職員が協力し合いながら子どもの最善の利益の保障（人間性の育成）を目指します。

子どもやその保護者一人ひとりの可能性、職員一人ひとりの主体性を引き出すには、心の底から人間を尊重することが必要です。人間尊重という考えは、個々の人間の可能性への信頼のうえに成り立つと思います。そして、その可能性への信頼は、人性は善であるという思想のうえに成り立つものです。

職員がお互いの個々の主体性・可能性を信頼しあうこと、職員が一人ひとりの子どもや保護者の可能性を信頼しようとする姿勢と努力が最も大切なのではないのでしょうか。

4. 令和6年度事業計画

(名古屋養育院・ドミトリー南風・桜風・子ども家庭支援センターさくら)

1. 事業運営基本計画（事業目標）

- (1) 子どもの安心安全な生活の保障
- (2) 職員の人材育成と資質向上
- (3) 食育の改善向上
- (4) 小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化を図るための取組み
- (5) 子ども虐待の予防
- (6) B C P（事業継続計画）の策定と実効性のある訓練の実施

2. 具体的計画

- (1) 子どもたちが主体的に安全で安心できる生活を築くことができるよう、日々の養育から紡ぎ出される営みを大切に育みます。子どもの意見に耳を傾け、子どもと共に学び合い、共に成長し合える事を目指し当院の風土である子どもと職員の話し合いを大切にします。職員が同じ方向性を持って支援をしていくために、「職員の手引き」を見直し、第三者評価の指摘事項を一項目ずつ改善していきます。
- (2) ①幼児から高校生まで、それぞれの発達段階に応じた社会性・道徳心・学力を身に付けることができるよう計画的かつ具体的な支援ができるような仕組みづくりを目指します。そういった取り組みが子どもの権利擁護に結び付くと考え、職員ひとりひとりが意識を持って取り組む事ができるよう、委員会活動を権利擁護に向けた取り組みと位置づけます。
②職員個々の気づきを育み、自らを問いかけることができる職員の育成、子どもと共に育ち合うことができる職員の育成に努めます。今年度は地域小規模児童養護施設の立ち上げに向けた整備期間とし、ソフト面とハード面の整備を行い職員の意識を高めます。
- (3) 子どもや保護者の意見を取り入れながら栄養バランスの良い食事づくりを目指します。食事の時間がコミュニケーションの場となり、人と人が平等につながるオアシスとなり、日々の食事が食育となるよう努めます。
- (4) 施設の多機能化を図るべく、社会的養護施設としての専門性を活かして、地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能を果たすため、里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員、自立支援担当職員及び心理士等と連携した体制強化を目指します。また3箇所目地域小規模児童養護施設開設に向けて、地域からの理解と連携を育みます。
- (5) 近年、低年齢出産育児、ヤングケアラー、不登校問題、家庭でネグレクトや心理的虐待が疑われるケースなど問題が深刻かつ複雑化しています。市、児童相談所、区役所、学校（スクールカウンセラー含む）、病院、保健センター、障がい者基幹相談支援センター、主任児童委員、子ども応援委員会、子ども食堂など各機関とも必要に応じて、情報共有を行います。6年目を迎える南区要保護児童対策地域協議会（要対協）実務者会議構成員として、さくらの専門性を発揮できるよう努め、要保護家庭支援の一翼を担います。
- (6) 法人本部との連携を軸に、大規模災害や感染症などの緊急事態が発生した場合を想定し、初動計画に力点を置いて、子どもや職員の安全を図り、事業の継続や復旧を図るため実効性のある計画を策定し、毎月の防災訓練も工夫し取組みます。
職員みんなで適宜見直しを行い、更新し実効性の高いものになるよう努めます。

5. 職員活動

(1) 定例会議・臨時会議

運営会議	院長・次長・課長・GL	年 11 回
職員会議	全職員・さくら代表職員	年 4 回
給食会議	院長・次長・課長・GL・栄養士・調理員	年 11 回
業務課会議	院長・次長・業務課職員	年 7 回
ケース会議	院長・次長・業務課職員・大学教授・児童相談所職員	年 6 回
各階連絡会議	課長・各階職員・自立支援担当職員・心理士	年 11 回
ドミトリー会議	課長・GL・ドミトリー職員・心理士	年 11 回
衛生委員会	院長・産業医・次長・課長・衛生管理者・GL	年 11 回
給食連絡会	院長・栄養士・調理員	年 11 回

(2) 院内研修

新人職員、新任職員、中堅職員を経験や年齢に分けて行う研修

(3) 委員会

院内に業務課・管理課職員で構成される各委員会を設置し、子どもの権利擁護に結びつくように具体的な取り組みを検討する。職員会議に諮り協力を求めながら活動を行っていく。

学習支援委員会	将来の夢や希望を持てるような進路選択をするために、学力の向上を目指す。 (小学生の学習時間の見直し、本棚の充実、漢検、数検、英検の活用、外部塾の利用)
生と性委員会	自他を大切にすることができる性教育といじめや圧力が起こらないように人権や道徳の教育を行う。(グループワーク、人間性を培う絵本の読み聞かせ)
アルバム・生い立ち整理委員会	アルバムの作成、生い立ちの整理、自身と保護者の客観視を促す。(アルバム作成、ライフストーリーワークの導入、家族について話せる環境作り)
生活向上委員会	生活環境の見直しと改善を行う。余暇活動を充実させる。(改修工事、新しい遊びの提案、雨どいの掃除、エコキャップの回収、水光熱費の可視化)
自立支援委員会	子どもたちが自立するために必要なことを、子どもの成長過程に沿って伝えていく。(中高大生の話し合いで自立に向けた情報提供や話し合いをする、携帯電話のルール作成)

6. 入所児童の概要

※令和 6 年度 4 月 1 日現在

(1) 入所児童の区分

区分		計	
未就学	3 歳未満	1	
	3 歳以上	8	
小学生	1 年	2	
	2 年	4	
	3 年	2	
	4 年	1	
	5 年	4	
	6 年	2	
中学生	1 年	1	
	2 年	5	
	3 年	5	
高校生	全日制	1 年	4
		2 年	1
		3 年	3
	定時制	0	
通信制	2		
高等専門学校	0		
専門学校・大学	1		
職業訓練校	0		
その他中卒児童(就職等)	1		
総数	47		

(2) 入所児童の入所理由

	計
養育者不在	0
虐待	32
経済的理由	0
養育拒否	0
養育困難	15
総数	47

(3) 入所期間

期間	計
1 年未満	11
2 年未満	5
3 年未満	2
4 年未満	3
5 年未満	8
6 年未満	2
7 年未満	5
8 年未満	2
9 年未満	1
10 年未満	2
10 年以上	6
総数	47

7. 子どもの生活

(1) 行事

4月	入園入学を祝う会・子ども会輪投げ大会
5月	幼児遠足・名養協絵画展
6月	子ども会交通少年団、サイクリング
7月	子ども会ストラックアウト大会・七夕・名養協海の家
8月	小学生行事・中高専大生行事・名養協スポーツ大会・名養協絵画展表彰式
9月	山登り・子ども会合作画大会
10月	サイクリング
11月	七五三詣招待・名養まつり
12月	名養協フットサル大会・名養クリスマス会・もちつき
1月	子ども会凧あげ・羽根つき大会
2月	子ども会ドッジボール大会・豆まき
3月	ひなまつり・門出を祝う会・野球ソフトお別れ試合
その他	学校行事への参加・小学生代休のお出かけ・各種招待、慰問行事

(2) 日課

※平日を中心に記載しています

	幼児	小学生	中学生	高校生
				順次起床 着替え・朝食・登校
6:30	起床・着替え	起床・着替え	起床・着替え	
7:00	朝掃除	朝掃除	朝食	
7:20	朝食	朝食	各自登校	
8:00		分団にて登校		
9:00	曾池ひかり幼稚園 登園（バスの送迎）			
9:07	マハヤナ幼稚園登園 （バスの送迎）			
15:00		下校	順次下校	順次下校
15:37	マハヤナ幼稚園降園 （バスの送迎）	翌日の学校準備		
16:00	曾池ひかり幼稚園 降園（バスの送迎）			
16:10	翌日の登園準備 おやつ・余暇時間			
17:00		学習		
18:00	入浴	低学年（1～3年）入浴		
18:30	夕食	夕食	夕食	夕食
19:00	余暇時間	高学年（4～6年）入浴		※帰りが遅い児童については帰院後夕食
19:30		余暇時間	各自入浴	各自入浴
20:00	就寝		余暇時間	余暇時間
20:30		低学年就寝		
21:00		高学年就寝	学習	就寝・消灯
22:00			就寝	

(3) 子どもとの話し合い

- ・子どもへ周知すべき事項、行事等の連絡や学校関係事項を伝える
- ・子どもからの要望を聞き取り、話し合う
- ・自立に向けた講義

小学生話し合い	全小学生	毎月2回
中学生話し合い	全中学生	毎月1回
高校生専門学生大学生話し合い	全高校生・専門学生・大学生	毎月1回

(4) お茶会

毎月1回、各フロアの小学生、中高生に分かれ、子どもたちの交流を深めることを目的とし、季節にあった遊び、お菓子作りなどを子どもたちが中心となって考え、行っている。

(5) 食事

①基本的な考え方

当院に入所している子どもたちは、食べることもままならない環境で生きてきました。調理を担当する厨房職員にできることは、安心安全な環境の中で、栄養に富んだ食事を提供すること、食習慣を整えること、食事の時間が子ども同士、子どもと大人とのコミュニケーションの時間となり、明るく楽しい時間となる環境を保障することだと考えています。また、大舎という環境ではありませんが、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供するよう心がけています。

②具体的な取り組み

- ・安心安全な食事…毎日決まった時間に栄養満点の食事を職員と共にとります。
- ・あなたのための食事…自分が大切にされていることを感じてもらえるように、個人用の箸、コップ等を用意し、食事は一人分ずつ盛り付けます。
- ・誕生日メニュー…誕生日に食べたいものを聞いてみんなで食べています。その日に会った他児や職員から「お誕生日おめでとう」と声をかけられます。自分が大切にされていると思え、生まれてきたことへの喜びに繋がると考えています。その後に行われる誕生日グループでのケーキを囲んでの誕生日会も楽しいイベントです。
- ・調理師おすすめメニュー…調理師が子どもたちに食べてもらいたい献立を考えます。子どもたちの将来を考え、少しでも食に対する経験が増える様創意工夫をしています。
- ・みんなで作るごはん…月に1度オムライスや焼きそば、チャーハンや素麺、寒い日には鍋などをテーブルごとに調理して温かい物は温かく、冷たい物は冷たく、みんなでワイワイ食べます。
- ・調理体験…同年代の少人数のグループで夕食を調理して食べます。各年代別に課題を設けて献立を決め、作り方を調べ、買い物に行き旬の食材、良い食材の見分け方を知り、片付けまでみんなで協力して行います。
- ・行事食…ひなまつり、子どもの日、七夕、クリスマス、節分などの節句、入園・入学を祝う会、夏休みのお疲れ様会、門出を祝う会など、施設の行事に合った食事作りをしています。

子どもたちはいずれ当院を自立します。その時に、自分の健康を大切にしたり、家庭をもったとき家族とどのような食事をとるかを考えられるようになってほしいです。

私たちは、子どもも職員も明るい食卓で豊かな食事をとってほしいと願っています。人と人が繋がりが、「ほっ」とできる場所が当院の目指すオアシスであり、当院の食事の在り方であると考えています。

みんなで作るご飯



調理体験



8. ショートステイ事業

(1) 目的

児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設において一時的に養育することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とします。

(2) 対象者

市内にお住まいの18歳未満のお子さんで、その保護者の方が社会的な理由（病気・出産・看護・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張および学校など公的行事への参加）により一時的に子育てが困難になったときに、原則として一週間を限度として、当院でお預かりします。

(3) 利用料

居住地の区役所にお問い合わせください。

9. 地域交流事業

(1) 目的

地域に開かれた福祉サービスの拠点として機能するため、当院の施設を地域の方々に開放し、施設と地域の交流が図れるようにすることを目的とします。

(2) 対象者

施設を利用することができる者は、名古屋市南区に在住する者及び団体とします。ただし、呼続学区に在住する者及び公的団体は他の学区に優先するものとします。

(3) 利用場所及び日時

①場所：多目的ホール・和室（2室）

②時間：原則として午後3時から午後6時、午後6時30分から午後8時30まで。

③休館日：原則として土・日・祝日及び年末・年始とし、施設の都合によりその都度変更します。

(4) 利用料

場所	料金（1時間当たり）
多目的ホール	400円
和室	300円

(5) 主な利用者

- ・地域のサークル活動（民踊・詩吟・剣舞・卓球・絵手紙・健康体操）
- ・地域の町内会
- ・発達障がい児の勉強会

10. 地域小規模児童養護施設「ドミトリー南風」「ドミトリー桜風」

(1) 概要

設置主体及び経営主体：社会福祉法人 昭徳会
 運営本体施設：児童養護施設 名古屋養育院
 施設種別：地域小規模児童養護施設

	ドミトリー南風	ドミトリー桜風
所在地	〒457-0014 名古屋市南区呼続5丁目8番19号	〒457-0014 名古屋市南区呼続5丁目4番8号
連絡先	(052)822-8822	(052)825-4291
規模及び構造	木造2階建て借家(4LDK+納戸) 89.44 m ²	木造2階建て(4LDK) 99.36 m ²
開設年月日	開設年月日：平成18年9月1日 移設年月日：平成27年1月5日	開設年月日：平成24年10月1日
入所定員	6名	6名
入所年齢	幼児～大学生(男児)	幼児～大学生(女児)
常勤職員	5名	5名

(2) 基本方針

- ①長期に亘り家庭復帰が見込めない子どもや、ほとんど帰省等ができない子どもを主に地域の中で近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、子どもたちの社会的自立が促進されることを基本に、子どもと大人(職員)とが日常生活を通じて、将来の自立に備えていきたいと思っています。
- ②生活集団づくり
個別の対応(一人ひとりの子どもに合わせた統一的な援助)を行いながら、安心・安全に生活できる環境を子どもたちと作りたいと思います。
- ③チームワーク処遇
個別の対応と生活づくりを行う際、職員個人の対応力に頼るのではなく、地域小規模児童養護施設においてもチームワーク処遇を重視します。
- ④日常的な話し合い
生活のルール、権利の拡大、行事など、どんなことでも話し合いを通じて、家庭的な雰囲気を作りたいと思います。
- ⑤安心できる生活の保障と情緒の育み
安心できる生活づくりを通じて、【第一レベル】(1)子どもと職員との信頼関係(日常的な生活保障なしには信頼されない)(2)大きい子による小さい子への情緒の育み(3)小さい子による大きい子の有能感(情緒)(4)仲間相互の育ちあい⑤個と集団との育ちあいを目指します。【第二レベル】子どもが主役の生活(1)生活のルールは子ども集団の目的(権利の保障)を達成するために不可欠(2)個々の子どもの自由を保障する(3)一人ひとりが人間的に成長するために必要不可欠、となるような生活づくりを目指します。
- ⑥町内会子ども会等地域の行事に積極的に参加する。
地域に根差した施設作りを目指し、町内会行事や子ども会行事に積極的に参加していきます。資源回収当番や祭事行事など町内会活動を通じて、地域住民の方々と積極的な関わりを行います。

(3) 入所児童の状況

① 在籍児童の状況(令和6年4月1日現在)

	南風	桜風
未就学	0	0
小学生	1	3
中学生	1	1
高校生	2	1
大学生	1	0
中卒	0	0
総数	5	5

② 在籍児童の入所理由(令和6年4月1日現在)

	南風	桜風
養育者不在	1	0
虐待	1	3
経済的理由	0	0
養育拒否	0	2
養育困難	1	0
その他	2	0

11. 子ども家庭支援センターさくら

(1) 子ども家庭支援センターについて

児童福祉法第44条2項に基づき、18歳未満の子どもに関する家庭その他からの様々な相談に応じ、児童相談所や関係機関と連携して、地域に密着したきめ細やかな子育て相談支援事業を行う施設。

(2) 相談機関としての業務

- ①電話相談…相談者の話を聴きながら、相談者の葛藤に付き合い、問題を一緒に探っていく。相談者の気持ちに寄り添う援助と日常的な援助を有効に結びつけて、相談者の問題解決を支援する。
- ②面接による相談…問題解決に長期的な関わりが必要で、相談者の問題解決への意識が高い場合、相談者にとって安全で安心できる場を提供し相談者が自己肯定感を損なわずに客観的に状況認識し、自己選択できるよう支援する。
- ③訪問指導…日常的な細かな生活に関わる継続的援助と見守りにより孤立家庭や虐待のおそれのある家庭などへの自立を促す指導を行う。
- ④メール相談…メールでの相談意見箱を設置。相談については、内容を把握し対応する。苦情については、意見と苦情を判別し、苦情サービスシステムを考慮しながら適切に対応していく。
- ⑤関係機関との連携…必要に応じて、関係機関と連携し相談者の問題解決を支援する。

(3) 児童相談所からの指導委託

児童相談所において、施設入所までは要さないが要保護性があり、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、センターが受託して指導を行う。(児童福祉法第26条第1項第2号、第27条第1項第2号)

(4) 各会議について

- ①職員調整会議(月1回)運営・業務内容についての連絡調整、特別なケースについて共有し、内容を把握検討する。
- ②本体施設職員会議(年4回)職員全体で決定すべき事項及び、周知すべき事項、研修関係の報告。
- ③運営会議(月1回)施設全体の運営管理、職種間連携事項について検討する。
- ④ネットワーク会議(月1回)子ども家庭支援センター・児童相談所の2機関で地域のケースや問題事項等について共有しながら連携と調整を図る。
- ⑤なごやこどもサポート南区代表者会(年1回程度)いじめや児童虐待をはじめとする児童福祉の諸問題について、地域レベルで関係機関が連携し、情報交換や状況把握を行う。
《関係機関》 区民福祉部・児童相談所・保健センター・警察署・医師会・弁護士会・保護司会・民生委員・主任児童委員・保育園・幼稚園・小中学校・CAPNA・児童養護施設
- ⑥南区子育て支援ネットワーク連絡会(年4回程度)子育て支援の関係機関が、人的な交流や情報交換等を通じて相互の連携を図り、協力体制を強化し、ネットワークの円滑な運営を図る。
- ⑦要保護児童対策地域協議会(月1回)児童虐待が疑われる児童のほか、養護、非行、育成等において、保護者と連携が取れないなど、他の機関と連携して支援を行うことが望ましいと思われる児童を実務者会議にて検討する。

(5) 名古屋市受託事業

名古屋市地域子育て支援拠点さくらあそび場

『さくらあそび場』の無料開放(月～金曜日:9:00～14:00)親子・家庭・地域社会の交わりをつくりだす場。ままごとセット、キッズハウス、太鼓橋、滑り台などの遊具を設置。仲間作りや情報交換の場としても利用されている。季節ごとのイベントや保健師、栄養士、歯科衛生士等による講習会を月1回以上開催。

(6) 里親支援事業

本体施設に配置された里親支援専門相談員の活動と連携し、地域支援として里親支援を行う。里親がよりよい環境で子育てできるような社会的なサポートが必要であり、里親に寄り添った支援及を実施している。

事業報告

12. 令和5年度養護利用状況報告

養護状況(措置定員53名)

区分	入 所			退 所				
	前年度繰越数	今年度入所数	計	就職	大学	保護者引取	措置変更	計
男	24	6	30				1	1
女	15	6	21	1				1
計	39	12	51	1	0	0	1	2

月別	初日 人数	3歳 未満児	年少児	充足率	月末 人数	述人数	区分	入所				退所				区分	ショート	一時保護	里親 レスパイト
								初日	中途	中途	末日	実人数	延日数	実人数	延日数				
4	43	2	4	81%	43	1,290	男	1				実人数		5					
							女	1				延日数		123					
5	43	2	4	81%	42	1,333	男					実人数		4					
							女			1		延日数		124					
6	42	2	4	79%	42	1,260	男					実人数		5					
							女					延日数		130					
7	42	2	4	79%	42	1,302	男					実人数		7					
							女					延日数		202					
8	42	2	4	79%	43	1,302	男					実人数		8					
							女		1			延日数		193					
9	43	2	4	81%	43	1,290	男					実人数		6					
							女					延日数		180					
10	43	2	4	81%	42	1,333	男			1		実人数		8					
							女					延日数		248					
11	44	2	4	83%	44	1,320	男	2				実人数		7					
							女					延日数		210					
12	46	2	6	87%	46	1,426	男					実人数		5					
							女	2				延日数		155					
1	46	2	6	87%	51	1,426	男		3			実人数		5					
							女		2			延日数		91					
2	51	2	8	96%	51	1,479	男					実人数		1					
							女					延日数		29					
3	51	2	8	96%	51	1,581	男					実人数		1					
							女					延日数		31					
合計	536	24	60	-	540	16,342	男	3	3	1	0	実人数	0	62		0			
							女	3	3	1	0	延日数	0	1716		0			
月平均	45人	2人	5人	84%	45人	1,362日					月平均	日	143日	0.0日					

施設名 (ドミトリー南風) 養護状況(措置定員 6名)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
初日措置人数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60	5
社会的養護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳未満児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年少児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備考欄													充足率	83%

入所	措置変更	0
0	保護者引取	0
退所	就職	0
	大学	0
	自立	0

施設名 (ドミトリー桜風) 養護状況(措置定員 6名)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
初日措置人数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60	5
社会的養護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳未満児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年少児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備考欄													充足率	83%

入所	措置変更	0
0	保護者引取	0
退所	就職	0
	大学	0
	自立	0

13. 令和5年度職員活動報告

(1) 会議

運営会議	年 11 回
職員会議	年 4 回
給食会議	年 11 回
業務課会議	年 7 回
ケース会議	年 6 回
1 階連絡会	年 11 回
2 階連絡会	年 11 回
南風会議	年 11 回
桜風会議	年 11 回
衛生委員会	年 11 回
給食連絡会	年 11 回

(2) 研修

①職員院内研修

	テーマ
新任職員研修	起床と登校準備・掃除、他人の部屋への入室、入浴、自由時間から就寝へ、ホウ・レン・ソウの大切さ～失敗が出せる職場～、観察と記録、児童養護施設の存在意義(公共性・公益性の原理)、業務課の体制計画、入所している子どもたちの理解と施設職員の専門性、より良いチームワーク処遇を目指して、子どもとの適切なかわりを妨げるもの、子どもへの誤った関わり方、昼夜逆転、いじめ

②職員施設外研修

日程	研修名	主催者	場所	参加職員
5月21日	子ども会救急法講習会	子ども会	呼続小学校	児童指導員
5月26日	令和5年度 子どもの権利擁護研修	名古屋市名養協	名古屋市総合社会福祉会館	児童指導員、保育士
6月5～6日	令和5年度 中部ブロック児童養護施設・乳児院研究協議会	中養協	福井県民ホール	児童指導員
6月11～12日	全国春季セミナー	“人間と性”教育研究協議会 全国児童養護施設サークル	国立オリンピック記念青少年総合センター	児童指導員
6月12日	令和5年度 自立支援研修	名古屋市名養協	名古屋市総合社会福祉会館	児童指導員
6月16日	令和5年度 児童相談所職員研修『「児童福祉施設との連携」一回目』	名古屋市児童相談所	中央児童相談所	児童指導員
6月20～21日	令和5年度 中堅研修	名古屋市名養協	名古屋市総合社会福祉会館	里親支援専門相談員、児童指導員
6月24～25日	2023年 全国児童養護問題研究会 第50回記念 大阪大会	養問研	ドーンセンター	保育士、児童指導員
7月4日	令和5年度 子どもの救命救急講習	名古屋市名養協 名障協	中村スポーツセンター	児童指導員
7月6日	令和5年度 第1回食事研修	名古屋市名養協 名障協	社会福祉研修センター	保育士
7月13日	令和5年度 第2回栄養士グループ研修	名養協	中学生涯学習センター	栄養士
9月4日	施設職員全国オンライン勉強会 第三回 自立支援と家族支援	ブリッジフォースマイル	オンライン	自立支援担当
9月6日	令和5年度 子どもの権利養護研修	名古屋市名養協	オンライン	保育士、児童指導員
9月12日	令和5年度 栄養士研修	名古屋市	社会福祉センター	栄養士

		名養協		
9月27日	法人分野別専門研修 児童分野 1回目	昭徳会	名古屋若松寮	児童指導員、保育士
10月2日	ブリッジフォースマイル全国施 設職員オンライン勉強会 高齢 児への性の支援	ブリッジフォ ースマイル	オンライン	自立支援担当職員、児童指 導員
10月6日	令和5年度 保健・衛生研修	名古屋市 名養協 名障協	中学生学習センタ ー	児童指導員
10月12日	安全運転管理者法定講習会	公益社団法人 愛知県安全運 転管理協議会	オンライン	保育士
10月13日	令和5年度 子どもの権利擁護 研修3回目	名養協	名古屋市総合福祉 会館	児童指導員、保育士
10月27日	令和5年度事務員研修	名古屋市 名養協	名古屋市総合福祉 会館	事務員
11月6日～ 11月8日	第76回全国児童養護施設長協議 会	全養協	神戸ポートピアホ テル	施設長
11月28～29 日	第64回 大都市社会福祉協議会 広島市大会	大都市社会福 祉協議会	広島市総合福祉セ ンター	施設長
11月29日	法人分野別専門研修 児童分野 2回目	昭徳会	名古屋若松寮	児童指導員、保育士
11月30日～ 12月1日	第40回 中部児童養護指導職員 研修会 名古屋大会	中養協	ウインクあいち	児童指導員
1月17日～ 1月19日	児童養護施設職員指導者研修	西日本子ども 研修センター あかし	西日本子ども研修 センターあかし	保育士
1月20日～ 1月22日	公益財団法人 SBI 子ども希望財 団児童養護施設職員研修	SBI 子ども希 望財団	クロス・ウェーブ 梅田	児童指導員
2月5日	令和5年度児童相談所職員研修 会 講義と演習	名古屋市	児童福祉センター	児童指導員
2月6日	給食施設講習会	名古屋市	名古屋市保健所南 保健センター	栄養士
2月19日～ 2月20日	令和5年度 全国児童養護施設 中堅職員研修会	全養	全国社会福祉協議 会 灘尾ホール	児童指導員

14. 令和5年度子どもの生活実施報告

(1) 行事

①行事実施状況

4月	・入園入学を祝う会 ・子ども会輪投げ大会	10月	・子ども会合作画大会 ・スターターズセミナー
5月	・小学生代休行事 ・名養協絵画展 ・名養協幼児遠足	11月	・名養まつり ・名養協七五三詣招待
6月	・サイクリング ・子ども会交通少年団	12月	・もちつき ・南風・桜風各クリスマス会 ・名養協フットサル大会 ・名養クリスマス会 ・サイクリング
7月	・名養協海の家 ・七夕行事 ・子ども会ストラックアウト大会	1月	・子ども会凧あげ・羽根つき大会 ・生活向上遊び ・性と生学習会（中高特別支援級生） ・はぐるま会（卒院生の集い）
8月	・名養協絵画展表彰式 ・夏休みお疲れ様会 ・小学生行事 ・中高大生行事 ・名養協スポーツ大会 ・ようこそ大学へ！プロジェクト ・名養協自立宿泊研修	2月	・子ども会ドッジボール大会 ・節分・豆まき ・スキー・スノボ行事 ・志多ら太鼓クラブ全国ツアー招待
9月	・山登り	3月	・ひなまつり ・門出を祝う会

②各種行事・活動実施状況及びボランティア受け入れ状況

調理体験	19回	ソフトボールクラブ	21回	1F お茶会	小学生	11回
誕生日会	43回	野球クラブ	12回		中学生	10回
法音寺壮年会	10回	太鼓クラブ	12回	2F お茶会	小学生	10回
学習ボランティア	0回	フットサルクラブ	11回		中学生	11回
バレーボランティア	28回	バドミントンクラブ	8回			

(2) 子どもとの話し合い

子どもとの話し合い	小学生話し合い	18回
	中学生話し合い	8回
	高校生専門学生大学生話し合い	10回

15. 令和5年度地域交流事業利用報告

多目的ホール	78人
和室	13人

15. 令和5年度防災・避難訓練実施報告

(1) 名古屋養育院

実施日	想 定	避難完了時間	参加児童人数
4月25日	火災発生訓練 2F ミニキッチンコンロより出火	3分29秒	25人
5月16日	竜巻・火災発生避難訓練 1F ドライヤーの通電負荷により出火	3分39秒	29人
6月19日	火災発生避難訓練・防犯訓練 2F 児童居室より出火	3分25秒	27人
7月27日	地震・火災・津波発生避難訓練 2F コンセントより出火	3分01秒	31人
8月26日	火災発生避難訓練 炊き出し訓練 1F 居室より出火	4分30秒	40人
9月19日	地震火災発生避難訓練・消火器訓練 1F 洗面所より出火	2分36秒	35人
10月26日	火災発生避難訓練 女子洗濯場の乾燥機より出火	3分10秒	30人
11月21日	竜巻・火災発生避難訓練 女子洗濯場の洗濯機より出火	4分27秒	25人
12月19日	地震・火災発生避難訓練 2F 娯楽室より出火	2分57秒	29人
1月25日	火災発生避難訓練 1F 居室より出火	3分03秒	26人
2月21日	夜間火災発生避難訓練 2F ボイラー室より出火	3分24秒	33人
3月14日	地震・火災・津波発生避難訓練 2F ボイラー室より出火	4分50秒	40人

(2) ドミトリー南風

実施日	想 定	避難完了時間	参加児童人数
4月23日	竜巻・火災避難訓練 居室より出火	0分15秒	3人
5月25日	火災発生避難訓練 キッチンより出火	1分00秒	3人
6月19日	地震・火災発生避難訓練 花壇より出火	0分24秒	5人
7月25日	夜間火災発生避難訓練 キッチンより出火	0分40秒	4人
8月25日	火災発生避難訓練 居室より出火	0分15秒	3人
9月17日	夜間地震・火災発生避難訓練 居室より出火	0分30秒	4人
10月23日	地震・火災発生避難訓練 キッチンより出火(呼続公園に避難)	2分40秒	4人
11月18日	火災発生避難訓練 居室より出火	1分30秒	3人
12月25日	火災発生避難訓練 キッチンの電子レンジより出火	0分49秒	5人
1月12日	地震・火災発生避難訓練 リビングで使用中の電気ストーブより出火	2分30秒	5人
2月27日	夜間・火災発生避難訓練 リビングで使用中のアイロンより出火	0分50秒	5人
3月25日	地震発生(シェイクアウト)避難訓練 名古屋市南区一斉シェイクアウト訓練参加	0分20秒	1人

(3) ドミトリー桜風

実施日	想 定	避難完了時間	参加児童人数
4月16日	竜巻・火災発生避難訓練 キッチンより出火	1分12秒	4人
5月24日	竜巻・火事発生避難訓練 キッチンより出火	1分38秒	4人
6月25日	火災発生避難訓練 リビングより出火	1分13秒	2人
7月31日	地震・火災・津波発生避難訓練 キッチンより出火	1分17秒	4人
8月27日	火災発生避難訓練 リビングより出火	1分34秒	4人
9月25日	夜間火災発生避難訓練 脱衣場より出火	1分53秒	5人
10月23日	火災発生避難訓練 キッチンより出火	1分42秒	4人
11月21日	竜巻・火災発生避難訓練 キッチンより出火	1秒24秒	5人
12月26日	地震・火災発生避難訓練 キッチンより出火	2分9秒	4人
1月27日	火災発生避難訓練 居室より出火	1分37秒	5人
2月20日	夜間火災発生避難訓練 リビングより出火	1分58秒	5人
3月27日	地震・火災・津波発生避難訓練 キッチンより出火	1分17秒	5人

16. 令和5年度保健衛生実施報告

(1) 健康診断等実施状況

対象	内容	
入所児童	健康診断	令和5年10～11月 未就園児は年2回実施、就園・就学児は年に1回実施 診断項目：身長・体重・視力・聴力・内診 (身長・体重・視力・聴力については10月中に実施)
	その他	各学校において年に1回、健康診断を実施
	予防接種	幼児：母子手帳を基に随時実施（実施機関：細川医院） 学童：保健所からの案内に従い実施 ※インフルエンザ予防接種 幼児、小学生 令和5年10～11月に2回実施 中学生・高校生・職員 令和5年10～11月に1回実施
職員	健康診断	全職員：令和5年11～12月中に実施 (実施機関：社会保険中京病院健康管理センター) 診断項目：身長・体重・視力・聴力・血圧・心電図・胸部X線・胃部X線・尿検査・脂質・肝機能・血液一般 夜勤対応職員：令和5年6～7月中に実施(実施期間：細川内科・皮フ科) 診断項目：身長・体重・血圧・尿検査・血液検査・ヘモグロビンA1c検査
	検便	直接処遇職員：年に2回実施 給食関係職員：毎月1回実施

(2) 衛生関係

区分	内容
トイレ・浴室	トイレ清掃毎日実施・高圧洗浄年4回・浴室週1回掃除 (浴水水質検査・ボイラー検査・風呂ろ過清掃も実施)
居室	掃除機がけ(毎日)、窓ふき、エアコン清掃(年2回)、雑巾がけ
寝具	シーツ交換(週1回実施)・布団干し(週1回実施)
衛生害虫除菌駆除	厨房は害虫・ゴキブリ対策を毎日実施。各居室については随時実施
その他	施設内大掃除(年末・年度末・夏に実施)

17. 令和5年度子ども家庭支援センターさくら 事業・相談実績報告

(1)相談件数

相談受理件数

	件数
新規受理	273
継続相談	1967
合計	2240

処理区分

処理区分	件数
01 傾聴のみ	1017
02 助言指導	85
03 児童相談所へ	9
04 他機関連絡調整	514
05 来所・訪問指導	615
06 その他	0
合計	2240

地域別件数

地域名	件数	地域名	件数
南区	1493	熱田区	32
千種区	6	中川区	5
東区	0	港区	20
北区	1	守山区	7
西区	12	緑区	40
中村区	18	名東区	0
中区	0	天白区	27
昭和区	34	市外	17
瑞穂区	497	不詳	31
合計		合計	2240

相談時間別件数

時間帯	件数
9時～10時	138
10時～11時	396
11時～12時	303
12時～13時	90
13時～14時	312
14時～15時	194
15時～16時	261
16時～17時	297
17時以降	249
合計	2240

相談経路別受付数

	受付数
県・市町村	410
児童相談所	290
福祉事務所	87
その他	33
児童福祉施設	34
警察等・家庭裁判所	1
保健所・医療機関	99
学校等	97
里親・児童委員等	0
家族・親戚	1590
近隣・知人	6
児童本人	3
18歳以上本人	0
その他	0
合計	2240

相談者別件数

相談者	件数	(虐待)
01 母親	1327	141
02 父親	52	20
03 その他親族	38	21
04 子ども	298	158
05 関係機関	518	233
06 その他	7	2
合計	2240	575

心理関係件数

内容	件数
01 検査等	3
02 カウンセリング	189
03 遊戯療法	38
04 その他	2
合計	232

曜日別件数

曜日	月	火	水	木	金	土	合計
件数	311	461	381	543	531	13	2240

相談内容方法別件数

相談内容	電話相談		来所相談		訪問相談		心理療法等		通所指導		メール相談		手紙相談		その他		合計		構成比 %
	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	
01 養護	66	334	10	43	23	59	43	58	17	22	0	0	0	0	0	0	159	516	36.8%
02 虐待	23	93	7	12	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	113	8.1%
03 保健	43	102	313	444	1	10	71	98	2	8	0	0	0	0	0	0	430	662	47.3%
04 障害	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.1%
05 非行	2	14	0	5	0	0	2	2	1	3	0	0	0	0	0	0	5	24	1.7%
06 育成	29	61	64	80	0	2	12	17	1	19	0	0	0	0	0	0	106	179	12.8%
07 いじめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
08 DV	7	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	8	0.6%
09 その他	3	7	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	11	0.8%
合計	151	527	389	574	26	73	128	175	21	52	0	0	0	0	0	0	715	1401	100.0%

(2)児童相談所からの委託による指導

相談内容方法別件数

相談内容	電話相談		来所相談		訪問相談		心理療法等		通所指導		メール相談		手紙相談		その他		合計		構成比 %
	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	
01 養護	6	417	0	81	5	208	33	57	21	76	0	0	0	0	0	0	65	839	100.0%
02 虐待	0	174	0	41	5	202	24	42	0	3	0	0	0	0	0	0	29	462	55.1%
03 保健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
04 障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
05 非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
06 育成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
07 いじめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
08 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	6	417	0	81	5	208	33	57	21	76	0	0	0	0	0	0	65	839	100.0%

(3)その他

【短時間託児事業】

合計	21人
----	-----

※短時間託児事業は令和5年5月末で廃止いたしました。

【個別ケース会議件数】

件数	8件
----	----

【貸し出し図書事業】

合計	757冊
----	------

【指導委託ケース】

件数	8件
----	----

令和5年12月5日 1件 指導委託開始
令和6年3月29日 1件 指導委託開始

【名古屋市委託事業】

・なごやすくすくボランティア養成講座
・里親制度普及事業普及にかかる里親制度休日相談窓口

18 里親支援専門相談員 活動内容

(1) 里親・ファミリーホームへの支援

①相談支援

◇訪問・電話などによる相談援助

委託当初は2週に1回、概ね1ヶ月に1回程度、里親支援専門相談員・児童相談所職員（里親担当・地区担当・心理士）と連携して訪問

特別養子縁組成立後、里親の希望に合わせて里親支援専門相談員が半年に1回・1年に1回の間隔で訪問。その他、里親や子どもの状況に合わせて臨機応変に電話連絡・訪問

②里親レスパイト

◇児童相談所からの要請を受けて施設の受入調整

③里親制度の普及啓発

◇里親会子どもピースの啓発活動への参加

◇フォスタリング機関ほだかの里主催 新規里親希望者の里親ガイダンスへの参加
インテーク面接

(2) 里親の相互交流

①児童相談所主催サロン

◇子育て広場（月1回）への参加

②里親支援専門相談員主催サロン

◇よつばサロン（年3回）の運営

③里親会名古屋子どもピース主催サロン

◇子どもの年齢、里親種別のサロンの講師・サロン参加

◇子どもピースの行事の参加

(3) 里親ショートステイ事業（名古屋市）

①一般家庭のショートステイ利用希望に応じて、区役所が里親支援専門相談員に要請。

受入里親と区役所、その他関係機関との連絡調整

②受入里親への支援（委託前から委託解除後まで）児童相談所と情報共有

③利用家庭への支援（委託前から委託解除後まで）区役所・児童相談所と情報共有

(4) 里親制度の普及啓発

①里親会子どもピースの啓発活動への参加

②フォスタリング機関ほだかの里主催 新規里親希望者の里親ガイダンスへの参加・面接

③新規里親登録研修（年2回）

◇基礎研修・登録前研修講師・グループワークファシリテーター・運営補助

◇新規里親施設実習運営調整・立合

◇新規里親登録前社会調査訪問

④専門里親施設実習（不定期）

⑤里親更新研修（年1回）

⑦学生向け座学（里親について・里親支援専門相談員の仕事について）

(5) 児童福祉施設と里親のパートナーシップ推進

①ケースの共有

◇兄弟姉妹で委託先が施設・里親と分かれた場合のケース共有

②名養祭り

◇施設行事を通じて里親に施設への理解促進

◇里親から施設入所・施設から里親委託となっている子どもと里親、施設職員との交流促進

(6) その他

①会議への参加

◇里親委託等推進連絡会議（年2回）

◇里親担当者会議（月1回）

◇里親支援専門相談員会議（月1回）

◇事例検討会議（年6回）

(7) 実績（R5.4.1~R6.3.31）

①訪問・電話等対応（のべ児童数） 286名

②里親ショートステイ利用（のべ児童数）8名

③里親ショートステイ契約 3世帯

児童養護施設 名古屋養育院



地域小規模児童養護施設

ドミトリー南風



ドミトリー桜風

